

クリーンビーチ推進事業実施要綱を改正しました！

－令和7年4月1日施行－

改正のポイント

- ・ 需要品の支給の廃止を行いました。
- ・ 需要品の支給の廃止に伴い、報酬金支給の額が変更されました。

○需要品の支給の廃止

○現行条例（7条）

- ・ 登録団体に対し年2万円を限度に活動に必要なものを予算範囲内で支給
- ・ 活動人員の人数が75名以上の団体については、年2万円から4万円に増額



報償金に統合

○報償金の支給の改正

現行

- 50名以上の団体活動人員で活動を行った場合
→年間1団体ごと5万円を支給
- 75名以上の団体活動人員で活動を行った場合
→報償金の支給を5万円から7万円に増額可能



改正後

- 50名以上の団体活動人員で活動を行った場合
→年間1団体ごと**7万円**を支給
- 75名以上の団体活動人員で活動を行った場合
→報償金の支給を**7万円**から**11万円**に増額可能
(改正前7条をもとに行われていた需要品の支給が廃止されたことに伴う増額)